

# 委託契約書(案)

支出負担行為担当官農林水産技術会議事務局長 佐々木昭博（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）は、平成22年度地域産学連携支援委託事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業）

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

- （1）委託事業名  
平成22年度地域産学連携支援委託事業
- （2）委託事業の内容及び経費  
別添委託事業計画書（別紙様式第1号）のとおり
- （3）履行期限  
平成23年 3月22日

（委託事業の遂行）

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の限度額）

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、金 円  
（うち消費税及び地方消費税の額 円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（注）「消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の額に105分の5を乗じて得た金額である。

2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（再委託）

第5条 乙は、委託事業の全部を一括して第三者に委任してはならない。

2 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任することを必要とするときは、別紙「委託事業の再委託に関する特約条項」に従って行うものとする。

（実績報告）

第6条 乙は、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書（別紙様式第2号）正副2部を甲に提出するものとする。

（検査）

第7条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。なお、必要に応じて、その他関係書類を提出させ、又は実地に検査を行うものとする。

（委託費の額の確定）

第8条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

（委託費の支払）

第9条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとする。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、概算払の財務大臣との協議が調った場合においては、乙の請求により概算払をすることができるものとする。
- 3 乙は、前二項の規定による委託費の請求をするときは、請求書（別紙様式第3号）正副2部を甲に提出するものとする。

（過払金の返還）

第10条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第8条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（委託事業の中止等）

- 第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止（廃止）申請書（別紙様式第4号）正副2部を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

（計画変更の承認）

- 第12条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書（別紙様式第5号）正副2部を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託事業計画書の2の収支予算の支出の部の区分の欄に掲げる経費の相互間における30%以内の流用については、この限りではない。
- 2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。

（契約の解除等）

第13条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

（違約金）

第14条 甲は、前条の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

（不正申請又は不正等行為に対する措置）

- 第15条 甲は、乙がこの契約の締結に際しての乙による不正の申請（以下「不正申請」という。）又は委託業務の実施に当たっての不正若しくは不当な行為（以下「不正等行為」という。）をした疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部調査を指示することができる。
- 2 乙は、前項の指示を受けたときには、その内部調査の結果を書面により、甲に報告しなければならない。
  - 3 甲は、前項の報告を受け、不正申請又は不正等行為の有無及びその内容を精査するに当たり、必要と認めるときは、乙に対し、通告の上、乙の施設等に立ち入り、調査（以下「立入調査」という。）をすることができる。
  - 4 甲は、第2項による報告が著しく遅滞している場合など、特に必要と認めるときは、前3項の規定にかかわらず、内部調査を経ずに立入調査をすることができる。
  - 5 甲は、第2項の報告の精査又は前2項の立入調査の結果、不正申請又は不正等行為が明らかになったときは、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。
  - 6 甲は、不正申請又は不正等行為の事実が確認できたときは、氏名及び当該事実の内容を公表することができる。
  - 7 甲は、前各項のほか、契約の適正化を図るための必要な措置を講じることができる。

（加算金）

- 第16条 甲は、不正申請又は不正等行為に伴う返還金に加算金を付加するものとする。
- 2 加算金は、返還金に係る委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納入した日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算するものとする。

（談合等の不正行為に係る解除等）

第17条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求す

ることができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。第18条第1項第4号及び第2項第2号において同じ。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第18条 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき、又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号の規定により確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（物品管理）

第19条 乙は、委託費により購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 委託事業終了後、前項に規定する物品のうち返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。

（著作権）

第20条 甲は、この委託事業により取得した著作権を、乙から承継するものとする。

（委託事業の調査）

第21条 甲は、必要に応じ、乙に対し、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

（帳簿等）

第22条 乙は、各委託事業の委託費については、各委託事業ごとに、帳簿を作成・整備した上で、乙単独の事業又は国庫補助事業等の経費とは別に、かつ、各委託事業の別に、それぞれ明確に区分して経理しなければならない。

2 乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。

3 乙は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、乙の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備・保管しなければならない。

4 乙は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託費の支払実績額を記載しなければならない。

5 乙は、前各項の規定のいずれかに違反し、又はその他不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

（旅費及び賃金）

第23条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも委託事業の実施要領に定める事業内容と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

（秘密の保持）

第24条 乙は、委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

（1）知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報

（2）知得した後、乙の責めによらず公知となった情報

（3）秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

（4）甲から開示された情報によることなく独自に開発して得たことを証明できる情報

2 乙は、第22条に規定する著作物通知書を甲に提出せず、この委託事業の成果に係る著作権を甲へ承継した場合には、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出しをしてはならない。

（個人情報に関する秘密保持等）

第25条 乙及びこの委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前二項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

（個人情報の複製等の制限）

第26条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出ししてはならない。

（個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応）

第27条 乙は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

（委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却）

第28条 乙は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行う

とともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(疑義の解決)

第29条 前各条のほか、この契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成22年 月 日

委託者（甲） 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

支出負担行為担当官  
農林水産技術会議事務局長 佐々木 昭博 印

受託者（乙）

## 別 紙

### 委託事業の再委託に関する特約条項

#### (目的)

第1条 本特約条項は、乙が委託事業をより効果的に遂行するため、委託事業の一部を再委託する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

#### (再委託の範囲)

第2条 再委託は委託契約書（以下「契約書」という。）第1条第2号に定める委託事業の内容の範囲を超えてはならない。

#### (再委託の条件)

第3条 乙は、甲の承認を受け、この委託事業を第三者に再委託する場合は、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、契約書第24条から第28条までに規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、前項の規定により第三者に再委託する場合には、当該第三者に再々委託をさせてはならない。

#### (報告書)

第4条 乙は、契約書第6条に定める委託事業実績報告書を事業の履行期限までに再委託先より提出させなければならない。

#### (再委託事業計画の変更等)

第5条 乙は、委託事業計画書の5再委託事業計画を変更しようとするときは、契約書第12条に定める委託事業計画変更承認申請書によりあらかじめ甲の承認を得なければならない。

#### (物品管理)

第6条 契約書第19条の規定は、再委託により取得される物品について準用する。

#### (著作権等)

第7条 契約書第20条の規定は、再委託の結果生じた著作権について準用する。

別紙様式第1号

委 託 事 業 計 画 書

1 事業内容

ア 事業実施方針（事業目標）及び事業内容  
平成22年度地域産学連携支援委託事業仕様書に基づき、事業を実施する。

イ 事業実施期間  
平成22年 月 日 ～ 平成23年3月22日

ウ 担当者 ※

エ 事業報告の方法

※ 委託プロジェクト研究は研究開発責任者、実用技術開発事業は研究総括者、その他の事業は実施責任者を記載すること。

2 収支予算

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
国庫委託費		うち消費税及び地方消費税の額〇〇円
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
計		

3 物品購入計画（物品の購入がある場合）

品 目	規 格	員 数	購 入 予 定		使用目的	備 考
			単価	金額		

（注）記載する品目は、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち取得価格が3万円以上の物品とする。

4 支払計画（概算請求限度額）

第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期

5 再委託事業計画

- ア 委託事業名
- イ 再委託する理由
- ウ 再委託先
- エ 再委託の内容、再委託の限度額
- オ 再委託の期間
- カ 結果報告及び取扱い

別紙様式第2号

平成22年度地域産学連携支援委託事業実績報告書

番 年 月 日 号

支出負担行為担当官  
 農林水産技術会議事務局長 殿  
 (官署支出官  
 農林水産省大臣官房経理課長 殿)

(受託者)  
 住 所  
 氏 名

印

平成 年 月 日付け契約のこのことについて、下記のとおり、事業を実施したので、委託契約書第6条の規定に基づき、その実績を報告します。  
 (なお、併せて委託費金 円也の支払を請求します。)

記

- 1 事業の実施状況
  - ア 事業項目及び対象
  - イ 事業実施期間
  - ウ 担当者
  - エ 事業の成果（又はその概略）
  - オ 事業成果報告書の配布実績等

2 収支精算  
 収入の部

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫委託費					うち消費税及び地方消費税の額 円
計					

支出の部

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
計					

- (注) 1 備考欄には、精算の内訳を記載する。  
 2 再委託先がある場合は、契約書の写しを添付する。

### 3 物品購入実績（物品を購入した場合）

品名	規格	員数	購入実績		使用目的	備考
			単価	金額		
			円	円		

- (注) 1 物品購入計画に掲げたもののほか、記載する品名は、物品購入計画の場合と同様とする。  
2 契約時の物品購入計画に掲げたもの以外の購入物品があった場合には、購入することとなった理由を備考欄に記載する。

別紙様式第3号

平成22年度地域産学連携支援委託事業委託費 概算払 請求書  
精算払

番 号  
年 月 日

官署支出官  
農林水産省大臣官房経理課長 殿

(受託者)

住 所  
氏 名

印

平成 年 月 日付け契約の平成22年度地域産学連携支援委託事業について、下記により委託費金 円也 概算払 を により支払されたく請求します。

記

区 分	国庫委託費	既 受 領 額		今 回 請 求 額		残 高		事業完了 予 定 年 月 日	備 考
		金 額	出来高	金 額	〇月〇日 現在(予定)出来高	金 額	〇月〇日 現在(予定)出来高		
	円	円	%	円	%	円	%		

(注) 精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代えることができる。

別紙様式第4号

平成22年度地域産学連携支援委託事業中止（廃止）申請書

番 年 月 号 日

支出負担行為担当官  
農林水産技術会議事務局長 殿

(受託者)

住 所  
氏 名

印

平成 年 月 日付け契約の平成22年度地域産学連携支援委託事業について、下記により中止（廃止）したいので、委託契約書第11条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 委託の中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）しようとする以前の事業実施状況
  - ア 事業について
  - イ 経費について経費支出状況

経費の区分	○月○日現在 支出済額	残 額	支出予定額	中止（又は 廃止）に伴 う不用額	備 考

- 3 中止（廃止）後の措置
  - ア 事業について
  - イ 経費について
  - ウ 経費支出予定明細

経 費 の 区 分	支 出 予 定 金 額	算 出 基 礎 (名称、数量、単価、金額)

別紙様式第5号

平成22年度地域産学連携支援委託事業計画変更承認申請書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
農林水産技術会議事務局長 殿

(受託者)

住 所  
氏 名

印

平成 年 月 日付け契約の平成22年度地域産学連携支援委託事業について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第12条の規定により承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更する事業計画又は事業内容

3 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載する。

## 【別紙】

### 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

#### 1) 直接経費

##### ①人件費

事業に直接従事する職員の人件費。

なお、国からの交付金等で職員分の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、職員分の人件費は計上できません。

##### ②謝金

委員会の外部委員に対する出席謝金

##### ③旅費

国内の出張に係る経費

##### ④事業費

- ・消耗品費
- ・印刷製本費（報告書等に係る経費）
- ・通信運搬費（郵便料、発送料等に係る経費）
- ・雑役務費（備品のリース等に係る経費）
- ・借料（会場等の借りに係る経費）
- ・賃金（事業に直接従事する補助職員等の賃金）
- ・調査票費（アンケート用紙等に係る経費）

##### ⑤委託費

再委託に要する経費

#### 2) 一般管理費

1) の④の事業費の15%以内

#### 3) 消費税等相当額

1) 及び2) の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の5%

※1 再委託先において計上できる経費は、上記の経費のうち1) の⑤委託費を除いた経費です。

※2 一般管理費は直接経費以外で事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、事業に係る経費であることを明確に区分していただく必要があります。